

○ 福岡県行政不服審査会運営規則（抄）

（運営会議の公開）

第 26 条 運営会議（条例第 10 条の規定に基づき審査会の運営に関し必要な事項又は調査審議の手續に関し必要な事項を協議するための総会の会議をいう。以下同じ。）は、公開する。ただし、運営会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、総会の決定により、公開しないことができる。

【参考】福岡県行政不服審査会条例（平成 27 年福岡県条例第 48 号）（抄）
（補則）

第十条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。